

東予ミニバスケットボール連盟規約

(名 称)

第1条 本連盟は、愛媛県東予ミニバスケットボール連盟（以下本連盟）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、会長所在のところに置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、愛媛県バスケットボール協会東予協会に加盟し、ミニバスケットボールの健全なる普及発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 各種交歓大会、予選会の開催。
2. ミニバスケットボール競技の普及発展。
3. 各種講習会の開催。
4. その他目的達成のため必要な事業。

(組 織)

第5条 本連盟は、本連盟の趣旨に賛同し加盟したチームによって組織され、別に定める規約にしたがって登録しなければならない。

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 2名、監事 2名、理事長 1名、副理事長 1名、事務局長 1名、理事 若干名、顧問 若干名

第7条 会長、副会長は理事会で推薦し、総会において承認する。会長は本連盟を代表し、すべての業務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第8条 理事は各市町村において選出し、会長が委嘱する。

理事は理事会を構成し、第3条の目的を達成するための事業を決定または承認する。

第9条 理事長、副理事長、事務局長は理事会において互選し、会長が委嘱する。

副理事長は理事長を補佐する。

第10条 監事、顧問は総会において推薦し、承認する。監事は、本連盟の会計を監査する。

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(会 議)

第12条 次の事項は総会において決定または承認する。

1. 予算 決算。
2. 会長 副会長 監事。
3. 規約の改正。
4. その他必要事項。

第 13 条 総会は毎年 1 回必ず会長が招集し、その議長となる。

理事会は定例理事会と臨時理事会とする。

第 14 条 会議の議決はすべて出席者の多数決とし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(登 録)

第 15 条 本連盟に加盟しようとするチームは、毎年度の当初において登録しなければならない。登録は、4 月 1 日より 6 月 20 日までとする。

第 16 条 本連盟に加盟した場合は、同時に日本ミニバスケットボール連盟に加盟する。
本連盟に登録していないものは、本連盟および県協会、日本ミニバスケットボール連盟の主催する行事には参加できない。

(会 計)

第 17 条 本連盟の経費は登録費、参加費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第 18 条 本連盟の加盟チームは、総会で決定した登録費を納入しなければならない。
一度納入した費用は理由のいかに拘らず一切返却しない。

第 19 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(補 則)

第 20 条 この規約の施行についての細則は、総会の議決を経て別に定める。

この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

平成 元年 4 月 1 日 一部改正

平成 5 年 4 月 1 日 一部改正